

平成28年稲敷市農業委員会第6回総会

〔7月11日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 4 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 日程 5 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 日程 6 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
 - 日程 7 制限除外の農地の移動届出について
 - 日程 8 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
 - 日程 9 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程 10 現況証明願に対する証明書の交付について
 - 日程 11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
 - 日程 12 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
 - 日程 13 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 報告第5号
- 日程 7 報告第6号
- 日程 8 議案第1号
- 日程 9 議案第2号
- 日程 10 議案第3号
- 日程 11 議案第4号
- 日程 12 議案第5号
- 日程 13 議案第6号

出席委員

1 番	古 澤 真 和 君	1 7 番	坂 本 富 男 君
2 番	遠 藤 一 行 君	1 8 番	濱 田 昭 一 君
3 番	高 須 一 郎 君	1 9 番	横 田 悌 次 君
4 番	加 納 昭 君	2 0 番	宮 本 善 助 君
5 番	根 本 脩 君	2 1 番	飯 塚 恒 雄 君
6 番	小 貫 和 子 君	2 2 番	篠 崎 惣 壽 君
7 番	吉 岡 一 仁 君	2 3 番	澤 邊 雅 之 君
8 番	山 本 陽 子 君	2 4 番	野 口 克 行 君
9 番	松 田 守 君	2 5 番	篠 崎 文 夫 君
1 0 番	村 山 文 雄 君	2 6 番	山 下 恭 一 君
1 1 番	関 口 邦 子 君	2 7 番	飯 沼 喜 見 古 君
1 2 番	山 口 幸 一 君	2 8 番	墳 本 典 勇 君
1 3 番	森 田 康 君	2 9 番	松 本 文 雄 君
1 4 番	木 内 昌 秀 君	3 0 番	足 立 久 美 子 君
1 5 番	坂 本 雅 美 君	3 1 番	黒 田 仁 君
		3 2 番	川 島 昇 君

欠席委員

1 6 番 宮 本 昇 君

出席説明委員

農業委員会事務局長	諸 岡 祐 一
農業委員会事務局長補佐	大久保 健 一
農業委員会事務局係長	油 原 雅 人
農業委員会事務局主査	宮 本 昭

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

午後 3 時開会

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君）それでは、ただいまから、平成 2 8 年 7 月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第 3 条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろ

しくお願いいたします。

○議長（加納 昭君）それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしく
お願いいたします。

本日の出席委員は、31名です。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名
名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、2番、
遠藤一行委員、3番、高須一郎委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出に ついて

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」
を議題といたします。事務局より報告を願います。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君）1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」
でございます。

受理番号1番、桑山字浦向、田1筆、2,000平方メートルでございます。茨城県農
林振興公社が行う中間管理機構特例事業により、所有権の移転を行うものです。

受理番号2番、桑山字浦向、田2筆、4,446平方メートルでございます。茨城県農
林振興公社が行う中間管理機構特例事業により、所有権の移転を行うものです。

受理番号3番、戊渡字南、田4筆、3,411平方メートルでございますが。茨城県農
林振興公社が行う中間管理機構特例事業により、所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく
お願いいたします。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君）2ページをお開き願います。

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出について」でございます。受理番号1番から受理番号9番までを一括して報告いたします。2ページから5ページになります。

本届出は被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作または作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。内容の詳細につきましては、議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程 4 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第4条第1号第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君）6ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字新山、畑2筆、872平方メートルでございますが、申請地に共同住宅を建築するために届け出たものです。

受理番号2番、佐倉字佐倉原、畑1筆、423平方メートルでございますが、申請地に車庫を建築するために届け出たものです。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程 5 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君）7ページをお開き願います。

報告第4号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、柴崎字新宿、畑2筆、307平方メートルでございますが、申請地に自己用住宅を建築するために届け出たものです。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 6 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第5号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君）8ページをお開き願います。

報告第5号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、桑山字浦向、田2筆、4,446平方メートルでございますが、双方の都合により合意解約するものです。

受理番号2番、桑山字浦向、田1筆、2,000平方メートルでございますが、双方の都合により合意解約するものです。

受理番号3番、八筋川字八郎田、田2筆、4,205平方メートルでございますが、双方の都合により合意解約するものです。

受理番号4番、結佐字上結佐他1地区、田5筆、7,921平方メートルでございますが、双方の都合により合意解約するものです。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 7 報告第6号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第6号、「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君）9ページをお開き願います。

報告第6号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番、椎塚字山中、畑1筆、7.50平方メートルでございますが、電気通信設備を建築するため、届出があったものです。

受理番号2番、羽賀字小原、畑1筆、370平方メートルでございますが、電気通信設備を建築するため、届出があったものです。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程 8 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）10ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」売買による所有権移転4件、贈与による所有権移転2件、合計6件でございます。

受理番号1番、江戸崎字中峯他1地区、畑3筆、1,775平方メートル。

受理番号2番、村田字中央西、田1筆、47平方メートルについてですが、それぞれ受人が耕作権を譲り受けるものでございます。

受理番号3番、押砂字前通、田1筆、1,226平方メートルについてですが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号4番、上君山字和田他1地区、田1筆、畑1筆、3,014平方メートルについてですが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

11ページをお開き願います。受理番号6番、手賀組新田字阿波崎、田2筆4,445平方メートルについてですが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のために買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりです。

以上6件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべ

き必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第1号、受理番号6番までの説明を終わります。

受理番号7番、東大沼字小沼他1地区、田3筆、5,517平方メートルについてですが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりです。

調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で議案第1号、受理番号7番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番と2番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○30番（足立久美子君）30番、足立です。受理番号1番、2番について説明をいたします。7月5日に村山委員と受人の調査をいたしました。申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、落花生等を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は、250日です。経営面積は、790アールです。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、木内委員より報告をお願いします。

○14番（木内昌秀君）14番、木内です。受理番号3番について報告いたします。7月5日に坂本委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台。コンバインはリースを使っているようです。また、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は、夫婦で120日です。経営面積は151アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号4番について、墳本委員より報告をお願いします。

○28番（墳本 典勇君）28番、墳本です。受理番号4番について調査報告いたします。7月5日に足立委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機2台、農業用軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は、200日であります。農業経営面積は、162アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、尚、受理番号6番、7番については、農林振興公社の案件ですので、調査報告は省略いたします。これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 9 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）12ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、古渡字飯倉内、畑2筆、1,077平方メートルについて、申請人が太陽光発電施設用地に転用するものでございます。申請地は非線引き区域、土地改良区域外で、周辺を山林等で囲まれた小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。発電量は64キロワットで、250ワットパネル256枚を設置します。雨水は敷地内浸透処理する計画で、再生可能エネルギー発電設備に係る経済産業省の認可及び東京電力との協議は了しており、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、伊佐部字下宿、畑2筆、100平方メートルについて、申請人が駐車場用地に転用するものでございます。申請地は非線引き区域、土地改良区域外で、周辺を宅地等で囲まれた小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。自家用車1台と来客用1台、前面道路が狭いことから回転スペースを設けます。雨水は敷地内浸透処理する計画で、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、佐倉字池下、畑1筆、862平方メートルについて、申請人が駐車場及び車庫用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、土地改良区域外で、周辺を宅地等で囲まれた小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。ダンプ5台、作業車2台を置き、雨水は敷地内浸透処理、周辺にはネットフェンスを設置する計画で、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番、押砂字前通、畑2筆、174平方メートルについて、申請人が駐車場及

び物置用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、土地改良区域外で、周辺を宅地等で囲まれた小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。自家用車2台分のカーポート、9.9平方メートルの物置1棟を設置し、雨水は敷地内浸透処理する計画で、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番、犬塚字荒野原、畑1筆、8,026平方メートルについて、申請人が太陽光発電施設用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、土地改良区域外で、周辺を山林等で囲まれた小集団の農地で第2種農地と判断しました。全体計画が、22,465平方メートル、発電量は1,727キロワットで、310ワットパネルを、5,572枚を設置します。雨水は敷地内浸透処理する計画で、再生可能エネルギー発電設備に係る経済産業省の認可及び東京電力との協議は了しており、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

13ページをお開き願います。受理番号6番、犬塚字姥ヶ作、畑1筆、1,777平方メートルについて、申請人が太陽光発電施設用地に転用するものでございます。申請地は、市街化調整区域、土地改良区域外で、周辺を山林等に囲まれた小集団の農地で、第2種農地と判断しました。全体計画、24,622平方メートル、発電量は1,789キロワットで、310ワットパネル5,772枚を設置します。雨水は敷地内浸透処理する計画で、再生可能エネルギー発電設備に係る経済産業省の認可、及び東京電力との協議は了仕手おり、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○24番（野口克行君） 24番、野口です。受理番号1番について、さる5日、坂本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号2番について、根本委員より報告をお願いいたします。

○5番（根本脩君） 5番、根本です。受理番号2番について、さる5日、黒田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号3番について、澤邊委員より報告をお願いいたします。

○23番（澤邊雅之君） 23番，澤邊です。受理番号3番について，さる5日，宮本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく，駐車場用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており，許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号4番について，木内委員より報告をお願いいたします。

○14番（木内昌秀君） 14番，木内です。受理番号4番について，さる5日，坂本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく，駐車場及び物置用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており，許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号5番，6番について，横田委員より報告をお願いいたします。

○19番（横田悌次君） 19番，横田です。受理番号5番，6番について，さる5日，山下委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく，それぞれ太陽光発電施設用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており，許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号，「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程10 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本昭君） 14ページをお開き願います。

議案第3号、「現況証明願に対する証明書の交付について」非農地証明書の交付5件でございます。

受理番号1番、伊佐部字宿下、畑2筆、283平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、昭和59年12月29日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、古渡字飯倉内、畑1筆、1,967平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より山林化しており、農地への復元が困難で、耕作を行うことが出来ない状況です。撮影年月日、平成6年11月9日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番、羽賀字大六天、他1地区、畑2筆、5,032平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より山林化しており、農地への復元が困難で、耕作を行うことが出来ない状況です。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号4番、脇川字坪、畑3筆、964平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、昭和54年9月8日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号5番、境島字川脇、田1筆、1,150平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地作業所として利用されております。撮影年月日、昭和59年12月29日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、根本委員より報告をお願いいたします。

○5番（根本脩君） 5番、根本です。受理番号1番について、さる5日、黒田委員と加納委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく、20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号2番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○24番（野口克行君） 24番，野口です。受理番号2番について，さる5日，坂本委員と高須委員と，それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いなく，20年以上前から山林化しており，国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号3番について，村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番，村山です。受理番号3番について，さる5日，足立委員と横田委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いなく，20年以上前から山林化しており，国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号4番について，飯塚委員より報告をお願いいたします

○21番（飯塚恒雄君） 21番，飯塚です。受理番号4番について，さる5日，森田委員と木内委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく，20年以上前から宅地敷地として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は，農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号5番について，関口委員より報告をお願いいたします

○11番（関口邦子君） 11番，関口です。受理番号5番について，さる5日，加納委員と黒田委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく，20年以上前から宅地作業所として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は，農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい，これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより，議案第3号，「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は，申請のとおり，証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって，申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 11 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

大久保補佐

○農業委員会事務局長補佐(大久保健一君) 15ページをお願いいたします。議案第4号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」でございます。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。

今回は、新規設定が1件、2筆、6,388平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番のご説明をさせていただきます。鳩崎字余郷入、田2筆、6,388平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定をする方、設定を受ける方、ともに美浦村の方でございます。設定を受ける方は、経営面積3,140アールの農業法人で、主たる経営作物は水稻、農業従事者は2名、農作業従事日数は270日でございます。ご説明は以上でございます。

○議長(加納 昭君) はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程12 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(中間管理事業)

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(中間管理事業)」を議案といたします。事務局の説明をお願いします。

大久保補佐

○農業委員会事務局長補佐(大久保健一君) 16ページをお願いいたします。

議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(中間管理事業)」でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でござ

います。農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。今回は、3件、14筆、28,375平方メートルについてでございます。

受理番号1番から3番までの詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく、ご審議をお願いいたします。ご説明は以上でございます。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程13 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について (中間管理事業)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」を議案といたします。事務局の説明をお願いします。

大久保補佐

○農業委員会事務局長補佐（大久保健一君） 17ページをお願いいたします。

議案第6号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものです。今回の配分計画（案）は、4件、14筆、28,375平方メートルでございます。

借受人につきましては、同法第17条の規定により、茨城県農林振興公社が行った募集に応募し、公表されている方々でございまして、同法第18条第4項の規定を満たしており、認定農業者でもあり、問題はないと考えます。

受理番号1番から4番までの配分計画（案）の詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。ご説明は以上でございます。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。
これより議案第6号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成28年7月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

午後3時50分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長

加納 昭

Ⓜ

2 番委員

遠藤 一行

Ⓜ

3 番委員

高須 一郎

Ⓜ